

# 税 務

法律・労務対策事例版

No. 1721

## 10月の税務

- 1, 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限・10月15日
- 2, 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得税)・法人住民税〉  
申告期限・10月31日
- 3, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限・10月31日
- 4, 法人・個人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限・10月31日
- 5, 2月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分  
申告期限・10月31日
- 6, 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限・10月31日
- 7, 消費税の年税額が4,800万円超の8月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限・10月31日

## 《もくじ》

- ◎税務のニュース  
厚労省／8月／実質賃金0.6%減 … 2
- ◇中小企業経営者のための豆知識  
簡易課税制度 事業区分とみなし仕入率  
1. 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率 … 3  
2. 事業区分の判断が難しい取引 … 4  
3. 製造業や建設業の判定  
(1) 材料の支給を受ける製造業 … 5  
4. 不動産業の判定  
(1) 仕入れた建物をそのまま販売するケース … 6  
5. 飲食業等の判定  
(1) 出前 … 6  
6. ホテル・宿泊業等の判定 … 7
- 中小企業経営者のための法人税入門  
第3章【費用の税務】  
13 欠損金  
(1) 欠損金の繰越し … 9
- ▼中小企業経営者のための経営・法律相談  
◎人事考課 … 15
- 中小企業経営者のための仕訳の実例  
◎投資証券売却益（投資有価証券売却益）の仕訳  
1. 投資証券売却益（投資有価証券売却益）とは  
(1) 投資証券売却益（投資有価証券売却益）の定義・意味など … 17  
2. 投資証券売却益の財務諸表における区分表示と表示科目 … 17

# 簡易課税制度 事業区分とみなし仕入率

事業者にとって、負担金額が多くなりがちで重要な支出のひとつが「消費税」です。事業を始めたばかりであったり、売上が一定の規模を満たさない場合には免除されますが、基本的にはどの事業者も納税義務があります。

売上が一定額以下の場合には、「簡易課税制度」というしくみを利用して納税額を計算することで、大きな節税につながる場合があります。

## 1. 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

簡易課税制度を選択した場合の事業分類と、そのみなし仕入率の基本は次の表のとおりです。

事業区分とみなし仕入率

分類	業種	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業	70%
第4種	その他の事業	60%
第5種	サービス業等	50%
第6種	不動産業	40%

簡易課税制度では、すべての課税売上を上記の6種類の業種に当てはめて、消費税額の計算を行います。

第1種事業である卸売業とは、仕入れた商品の性質や形状を変更せず、「事業者」に対して販売する事業です。

対して、第2種事業である小売業は、仕入れた商品の性質や形状を変更せずに、「事業者以外」（主に消費者）に販売する事業をいいます。

第3種の製造業には製造業・建設業をはじめとして、農業、林業、漁業、鉱業、電気業、ガス業、水道業など幅広い業種が該当します。

第5種のサービス業に該当する業種は、金融業、保険業、運輸・通信業、税理士の報酬など実に様々です。

第6種の不動産業は、不動産に関わる業種すべてが該当するわけではないので注意が必要です。

主に不動産仲介業や不動産管理業、不動産賃貸業などが第6種に該当します。

そして最後に、ここまで該当しなかったものは第4種のその他の事業となり、主に飲食業が該当します。

## 2. 事業区分の判断が難しい取引

判断に迷いそうな収入の事業区分について解説します。

### (1) 固定資産を売却した場合

事業用の機械設備や営業用のトラック、社用車、パソコンなど、固定資産を売却した際の収入は第4種に分類されます。

この場合、その固定資産をどのような用途で使用していたかは問いません。

なお、個人事業者の場合は事業用の資産を売却した場合のみ第4種として売上計上します。

家事用資産を売却した場合は、そもそも売上計上する必要がありません。

### (2) 事業に伴って発生した不用品を売却する場合

本業を行うに当たって生じた不用品などを売却して収入を得た場合、原則的には、上記と同様に第4種事業として分類することになります。

ただしこの場合には、本業の事業区分に応じた分類をすることも認められています。具体例を挙げると、次のようになります。

- ・卸売業を行う事業者が段ボールを販売する行為…1種
- ・小売業を行う事業者が段ボールを販売する行為…2種

なお、製造業を行う事業者が作業中に生じた副産物、加工くず等を販売する行為については、第3種に分類することになります。

### (3) 自動販売機に関する収入

自動販売機で副収入を得ている事業者も多いことと思います。

自動販売機収入は、その収入の形態によって事業区分が変わるので注意が必要です。

自動販売機収入の形態による事業区分の違いは次のとおりです。

- ・自動販売機を設置して飲料を販売する行為…2種
- ・飲食業を営む事業者が、店内に自動販売機を設置して販売する行為…4種
- ・自動販売機を設置させることで手数料収入を得る行為…5種

自動販売機を設置して飲料を販売する行為は、その相手方が事業者であるとは断言できないため、「事業者以外への販売」として第2種の売上とみなされます。ただし、飲食業を営む事業者がその飲食店内に自動販売機を設置している場合は、飲食業に付随する収入として第4種に該当します。

自動販売機を設置させて手数料収入だけを得る行為はサービス業等に該当するものとして第5種に該当します。

## 3. 製造業や建設業の判定

製造業や建築業は、通常は第3種に該当します。

しかし、製造業や建築業と一口に言っても、実に様々な事業形態が存在します。その事業形態によって簡易課税制度の事業区分が変わってきますので、間違えないように注意しましょう。

(1) 材料の支給を受ける製造業

製造業や建設業のうち、元請から無償で「材料」の支給を受けて製造や建設を行う事業は第4種に該当します。

この「材料」とは、製造や工事に必要な主たる材料のことをいいます。例えば、この製造や建設に際してネジや釘などの材料を自身で調達していたとしても、主たる材料を元請業者から支給されている場合には、第4種に該当することに留意してください。

(2) 原材料を購入し、下請け業者に加工させる（丸投げ工事を含む）

製造業や建設業のうち、主要な原材料を自身で調達し、下請け業者に丸投げするケースは、原則通り第3種に該当します。

このように工事の丸投げも第3種とされるのが原則ですが、一点だけ注意が必要です。

丸投げのうち、単なる仲介に該当する場合はサービス業としての性質が強いため、第5種に分類されることになります。ポイントは、主要な原材料を自己調達しているかどうかです。

建設業に関する事業区分

取引内容		事業区分
下請業者	元請から無償で材料の支給を受けた場合	第4種
	元請から有償で材料の支給を受けた場合	第3種
元請業者	材料を自己で調達して下請業者に丸投げする場合	第3種
	丸投げが単なる仲介の場合	第5種
資材用運搬トラックの売却収入		第4種

(3) その他製造業に関係する事業区分

ここまで紹介してきた業種以外にも、以下の収入は第3種事業に分類することとなります。

- ・新聞・書籍等の出版社
- ・天然水を採取、瓶詰めして販売する行為
- ・太陽光パネルで発電した電気を販売する行為

その他冒頭でも触れたとおり、農業、林業、漁業、鉱業、電気業、ガス業、水道業なども第3種事業に該当します。

第3種に該当する事業は幅広いので、単純に「製造業・建設業」と考えない方がミスを防げるかと思います。

4. 不動産業の判定

不動産業の判断を間違いそうなケースについて解説します。

これも冒頭で解説したとおり、原則は不動産仲介業や不動産管理業、不動産賃貸業などが第6種に該当します。

(1) 仕入れた建物をそのまま販売するケース

不動産業のうち、他者から仕入れた土地や建物を販売する場合、第何種に区分されるでしょうか。

「不動産業」というくくりで考えると、第6種だと考えてしまいそうですが、この場合は少し事情が違います。「仕入れた商品の性質や形状を変更せずに販売する行為」はその相手方が事業者であれば第1種、消費者であれば第2種に区分されました。このケースも、それと同様の考え方をすることになります。

(2) 自ら建築した建物を販売するケース

自社で建築工事を行った建物を販売する場合も、単純に不動産業として第6種に計上するのは誤った処理となります。この場合、「製造小売」と同様の性質を持つものとして第3種に該当します。

こちらも高額な取引が想定されるため、対象となる事業者は少ないと思いますが、勘違いしやすいポイントなので覚えておきましょう。

不動産業に関する事業区分

取引内容		事業区分
仕入れた建物をそのまま販売	相手が事業者	第1種
	相手が消費者	第2種
自社で建築工事を行った建物を販売		第3種
不動産取引の仲介		第6種
不動産（他者物件）の管理		第6種
不動産の賃貸		第6種

5. 飲食業等の判定

原則として、飲食業は第4種に該当することを再確認しておきます。

(1) 出前

一般的に出前とは、飲食店が注文を受けた客の自宅に飲食物を宅配するサービスです。これは飲食業の延長線上にあるサービスと捉えられるため、飲食業と同様に第4種に該当します。

(2) テイクアウト

出前に近いサービスとして、テイクアウトがあります。

ファストフード店でのテイクアウトに加え、パン屋、惣菜屋、弁当屋などもテイクアウトと同様の考え方をすることになります。

テイクアウトの場合、「商品を作って販売する」という事業形態から、第3種に分類されます。店内飲食とテイクアウトは違う事業形態であると見なされるのです。ただし当然ながら、ファストフード店の商品を店内で飲食する場合には、原則どおり第4種となります。

### (3) お土産品の販売

飲食店がレジで販売している持ち帰り用の商品やお土産品などは、「仕入れた商品を消費者に販売する行為」として第2種に分類されます。ただしこれは、「仕入れた商品の性質や形状を変更していないこと」が条件となります。例えば、飲食店側が調理などの手を加えている場合は、上記のテイクアウトの事例と同様の性質を持つため、第3種に該当する点には注意してください。

### (4) 「商品の性質や形状を変更」

ここまで何度か登場した「商品の性質や形状を変更」という条件ですが、果たしてどこまでが「商品の性質や形状を変更していない」とみなされるのか、気になっている方も多いと思います。

これは簡単に説明すると、「軽微な加工」であれば「商品の性質や形状を変更していない」と判断されます。この軽微な加工という概念も分かりづらいと思いますので、もう少し詳しく解説すると、次のような線引きが示されています。

- ・軽微な加工の例  
切る、刻む、つぶす、たれ漬ける、混ぜる等の行為
- ・軽微な加工に該当しない例  
煮る、焼く、油で揚げる、乾燥させる等の行為

飲食業に関する事業区分

取引内容		事業区分
食事の提供	店内での飲食	第4種
	出前（宅配）	第4種
	テイクアウト（持ち帰り）	第3種
お土産の販売	仕入れた商品をそのまま販売	第2種※
	加工して販売	第3種
宅配用バイク等の売却収入		第4種

※相手が消費者なら第2種、相手が事業者なら第1種

## 6. ホテル・宿泊業等の判定

原則として、ホテル・宿泊業はサービス業として、第5種に分類されます。例えば、「一泊二食付で2万円」というように、食事代込みで宿泊料金が定められている場合は、その料金の全額が第五種事業の対価となります。

ただし、ホテル内には宿泊以外の様々なサービスが併設されているケースが多いため、事業区分には注意が必要となります。

### (1) ホテル内のレストランでの飲食

ホテル内にレストランが併設されている場合、宿泊料とは別途食事代を請求する場合は第4種に該当します。

この場合、請求書や領収書に宿泊料と食事代をしっかりと区分して記載することが条件です。その区分がなされていないと、食事代を含めて宿泊に付随するサービスとして、第5種に区分されてしまいます。

(2) ルームサービス

ホテルのルームサービスで食事を注文した場合も、先ほどのホテル内レストランの例と同様の考え方をするため、第4種に区分されます。

「ホテル内のレストランは、ルームサービスを含めた飲食サービス業である」と考えれば理解しやすいのではないのでしょうか。

(3) ホテル内の土産店での商品販売

ホテル内の土産店で販売する商品も、原則は小売業として第2種（相手が消費者なら第2種、相手が事業者なら第1種）に分類されます。ただし、仕入れた商品の性質や形状を変更して販売する場合には第3種に分類されます。

これも、上記で解説した飲食店での持ち帰り品販売と同様の考え方で、もしホテル側でオリジナル商品を製造・販売している場合は、第3種となるので注意しましょう。

(4) 自動販売機収入

ホテル内には、至るところに自動販売機が設置されています。

例えば、フロントや廊下などに設置されている自動販売機収入は、第2種に該当します。「販売相手が事業者なのか消費者なのか、判断できないのでは」と思われるでしょうが、明確に事業者相手の販売であると断言できる業種以外は第2種に分類されると考えてください。

なお、ホテル内の飲食店に設置されている自動販売機収入は、そのレストラン内で飲食する目的で販売されているとみなされ第4種に該当するので注意が必要です。

(5) 客室内の冷蔵庫における飲料の販売

ホテルの客室内に冷蔵庫が設置されており、冷蔵庫内で飲料が販売されているのはよくあるサービスです。

この客室内冷蔵庫での飲料販売は、飲食業に類するサービスとして第4種に該当します。この場合も、宿泊料とは別途料金を収受していることが条件となります。

(6) ゲームコーナー

ホテルにはゲームセンターのような各種ゲームを設置したスペースを設けている場合があります。このゲームコーナーの売上は、日本標準産業分類上「その他の遊戯場」という業態に分類され、第5種となります。

# 法人税入門

## 第3章

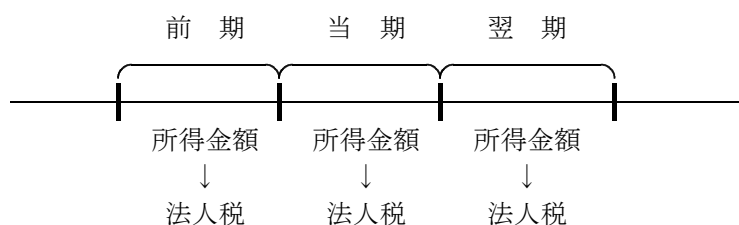
### 【費用の税務】

#### 13 欠損金

##### (1) 欠損金の繰越し

法人税は、所得金額に対してかかります。

それも、それぞれの事業年度ごとに対してかかります。



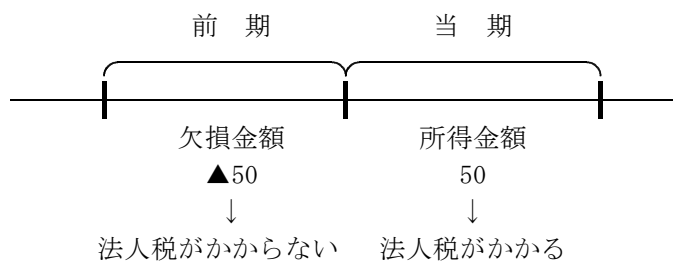
ですから、前期の所得金額は、当期の所得金額にプラスされません。

また、前期の欠損金額は、当期の所得金額からマイナスされません。

あくまでも、当期の所得金額に対して法人税がかかる、これが原則です。

例えば、前期は50の欠損金額であり、当期は50の所得金額があったとしますと、前期は、もちろん法人税がかかりません。

当期は、50に対して法人税がかかってくることになります。



しかし、会社としては、事業を続けていくうえで、何年間か通算して所得を計算してほしいものです。

そうしないと、会社の資本を維持することができなくなってしまいます。



そこで、税法では、

青色申告書を提出した年度の欠損金額は、

その後の9年又は10年以内の年度の所得金額と通算する

ことにしています。

- (注)1 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金については9年  
2 平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金については10年

これが、欠損金の繰越控除です。

ちなみに、現在約265万社ある会社のうち、欠損会社は、なんと約70%といわれています。

この特例が受けられるのは、青色申告書を提出した年度の欠損金についてですが、白色申告書を提出した年度の欠損金は、繰越しができません。

また、ここでいう欠損金というのは、税法上の用語で、「税務上の赤字」を指します。

企業会計には、株式市場でも普通に使われている「財務会計」と、法人税の計算の基礎となる「税務会計」のふたつの会計制度があります。「財務会計」は、その年度の企業の経営の内容を示すもので、株主や取引先、財務省、金融機関などの利害関係者に対して作成するものです。

これに対して「税務会計」は、文字どおり企業が支払うべき法人税を計算するために作成するもので、計算の基礎になる利益や損失の取り扱いが「財務会計」とは微妙に異なっています。

両者の違いは、次の算式に端的に表われています。

「財務会計」：企業利益 = 収益 - 費用

「税務会計」：所得金額 = 益金 - 損金

「財務会計」では、通常、企業の利益は（収益－費用）で計算されます。これが「税務会計」になると、法人税の課税対象の基礎となる所得金額は（益金－損金）で計算され、収益は益金に、費用は損金に呼び名が変わります。

「税務会計」は「財務会計」を基礎として作成されるため、益金の金額は収益の金額とさほど変わらず、損金も費用とほとんど同じなのですが、そこにはこのようなふたつの会計制度が作成されていることを前提とした上で、企業の損失が利益を上回った場合、「財務会計」ではこれを一般に赤字（あかじ）と呼び、「税務会計」では欠損金と呼んでいます。赤字の金額と欠損金の金額は必ずしも同じ額にはなりません。

例えば、1年決算の会社の所得金額及び欠損金額を

としますと、

第10期は、法人税がかかりません。

欠損金額100は、第11期へ繰り越します。

第11期も、法人税がかかりません。

繰越欠損金は、

（第10期分）（第11期分）

$$100 + 10 = 110$$

となります。

第12期は、第10期の欠損金額100のうち40を通算して法人税がかかりません。  
繰越欠損金は、

**古いものから使う**

こととなります。

繰越欠損金は、

(第10期分) (第11期分)

$$(100 - 40) + 10 = 70$$

となります。

第13期も、法人税がかかりません。

繰越欠損金は、

(第10期分) (第11期分)

$$(60 - 30) + 10 = 40$$

となります。

第14期も、法人税がかかりません。

繰越欠損金は、

(第10期分) (第11期分)

$$(30 - 20) + 10 = 20$$

となります。

第15期も、法人税がかかりません。

繰越欠損金は、

第10期分	10
第11期分	10
第15期分	20
計	40

となります。

第16期も、法人税がかかりません。

繰越欠損金は、

第10期分	10
第11期分	10
第15期分	20

第16期分	10
計	50

となります。

第17期も、法人税がかかりません。

第18期への繰越欠損金は、

第10期分	10
第11期分	10
第15期分	20
第16期分	10
第17期分	5
計	55

となります。

繰越控除することができる金額は、次のようになります。

- ・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度  
その期の所得金額 × 60%
- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度  
その期の所得金額 × 55%
- ・平成30年4月1日以後に開始する事業年度  
その期の所得金額 × 50%

となります。

ただし、

資本金が1億円以下である会社（資本金が5億円以上の1社又は複数の会社に100%株式を所有されている会社を除く）

については、この制限が適用されません。

## 中小企業経営者のための

# 経営・法律相談

## 人事考課

### 事例

当社では、4月の昇給と年2回の賞与支給時に、全従業員について社長の私が人事考課を行っています。私としては、平等かつ客観的に考課を行っているつもりですが、聞くところによると、従業員の間では不満が強いようです。人事考課の不満を解消するにはどのような方法をとればよいのでしょうか。

### ◇アドバイス◇

会社が人事考課を行う前に、従業員自身に自分の勤務態度、能力や仕事上の成績を評価させるのも一つの方法です。会社が使っている人事考課表と同じものを従業員に渡して「自分自身を評価するように」と指示しましょう。そのうえで、会社による人事考課を行います。

### ◆◇解 説◇◆

人事考課とは、従業員の業務に対する貢献度、職務の遂行度や業績、能力などを一定の基準で査定する事。そして、その結果を賃金・昇進などの人事に反映する仕組みを言います。

人事考課に関する従業員の不満を放置しておくのはよくありません。不満を放置しておく、「勤労意欲が低下する」、「出勤率が悪くなる」、「従業員の一体感がなくなる」などの問題が生じます。会社は、人事考課不満を解消するためにできる限りの努力を払うべきです。

不満が発生する1つの大きな原因は、従業員が人事考課の仕組みをよく知らないことにあります。知らないからこそ「社長は、何か自分たち社員に分からないことを基準に査定している」、「会社は、会社の都合のいい形で従業員を差別している」という不信感や疑念が発生し、それが人事考課の不満につながるのです。

このため、考課の項目とその内容（着眼点）を従業員に示す必要があります。例えば、「規律性」「協調性」「責任性」「積極性」「知識・技術」「仕事の正確さ」及び「仕事の迅速さ」の7項目について考課を行うのであれば、「7項目について考課を行うこと」を伝えたいうえで、それぞれの項目の内容を明らかにします。

「規律性」の内容が、

- ・会社の規則や規定をよく守ること
- ・遅刻、早退や欠勤をしないこと
- ・会社の指示命令に従うこと

であるとすれば、そのことを従業員に知らせます。

人事考課項目とその内容を従業員にわかりやすく説明し、理解を求めることにより、不満は著しく解消されるはずです。

人は誰でも、他人から一方的に「仕事への熱意が足りない」とか「協調性に欠ける」などといわれると、不愉快に思うものです。しかし、自分自身の態度を反省したうえで他人からいわれるのであれば、あまり不愉快には感じないものです。

このため、会社が人事考課を行う前に、従業員自身に自分の勤務態度、能力や仕事上の成績を評価させるのも一つの方法です。会社が使っている人事考課表と同じものを従業員に渡して「自分自身を評価するように」と指示しましょう。そのうえで、会社による人事考課を行います。

普段から、自分では「よく頑張っている」とか、「会社の業績によく貢献している」などと考えている従業員でも、いざ自分で自分を評価する段になると「自分は本当に能力を出しきって会社のためにがんばっているだろうか」と反省するものです。その結果、会社の人事考課に納得するようになります。

人事考課については、その結果を従業員に知らせていない会社が多くあります。結果を知らせないと「自分は悪く査定されているのではないか」という気持ちが生まれ、不満につながります。したがって、必要に応じて結果を本人に知らせるようにするとよいでしょう。

結果の通知については、

- ・すべての社員に知らせる
  - ・希望する社員だけに知らせる
  - ・会社が知らせた方がいいと判断した従業員だけに知らせる
- などの取扱いがあります。

あらかじめ、仕事上の目標や役割が決められており、

- ・仕事上の目標を達成したか
- ・会社が指示した役割をきちんと果たしたか
- ・仕事の面で会社の期待に応えることができたか

を基準として人事考課が行われるのであれば、従業員は納得します。

従業員一人一人について、1年間あるいは6か月間の仕事上の目標や役割を明確に決めることも、人事考課の不満を解消する条件です。

## 中小企業経営者のための

# 仕訳の実例

### ◎投資証券売却益（投資有価証券売却益）の仕訳

#### 1. 投資証券売却益（投資有価証券売却益）とは

(1) 投資証券売却益（投資有価証券売却益）の定義・意味など  
投資証券売却益とは、投資目的で所有していた有価証券を帳簿価格より高い価額で売却した場合に生じる利益を管理するための勘定科目をいう。

(2) 投資証券売却益の別名  
投資証券売却益は、投資有価証券売却益、その他有価証券売却益ともいう。

(3) 投資証券売却益の使い方の説明  
一時所有の目的で保有する市場性のある有価証券の売却益を処理する科目である有価証券売却益（売買目的有価証券売却益）とは、区別する必要がある。

#### 2. 投資証券売却益の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書>特別損益の部>特別利益>投資証券売却益

売買目的有価証券の売却益については有価証券売却益勘定（営業外収益）を用いる。

#### 3. 投資証券売却益勘定の会計・経理処理

##### (1) 売却費用

投資有価証券の売却の際に要した費用は、売却益の計算上控除する。

##### (2) 仕訳の具体例（帳簿記入・記帳法）

###### 1 投資有価証券を売却して売却益が生じたとき

**例題** 投資有価証券K社株式10万株（帳簿価額210万円）を420万円で売却し、証券会社手数料、有価証券取引税等2万円を控除して当座預金に振込みを受けた。

当座預金	4,180,000	投資有価証券	2,100,000
		投資有価証券	2,080,000
		売却益	



## 2 その他有価証券を売却して売却益を計上するとき

**例題** ○年4月1日、得意先K社との関係強化のため、長期間保有目的で株式10,000株を1株800円で購入し、小切手で支払った。

○年10月12日、K社株1,000株を1株1,000円で売却し、当座預金に入金した。

○.4.1	その他有価証券	8,000,000	当座預金	4,180,000
○.10.12	当座預金	10,000,000	その他有価証券	8,000,000
			その他有価証券売却益	2,000,000

**★ポイント★** 有価証券は、保有目的の観点から4つに区分し、それぞれの区分にそって評価を行うこととされています。

### (1) 売買目的有価証券

- ・貸借対照表価額→時価
- ・評価差額→営業外損益

「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券のことをいいます。

貸借対照表価額は時価となり、評価差額は当期の損益として処理することになります。

### (2) 満期保有目的債券

- ・貸借対照表価額→償却原価（取得原価）
- ・評価差額→償却原価法による差額は営業外損益

満期まで所有する意図をもって保有する社債、その他の債券を「満期保有目的債券」といいます。これは取得原価を貸借対照表価額としています。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合で、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法にもとづいて算定された価額を貸借対照表価額としなければなりませんので、注意してください。

### (3) 子会社・関連会社株式

- ・貸借対照表価額→取得原価
- ・評価差額→該当なし

「子会社株式と関連会社株式」については、取得原価を貸借対照表価額とします。

### (4) その他の有価証券

上記(1)～(3)以外の「その他の有価証券」は、取得原価で評価することができます。ただし、「市場価格のある」株式を多額に保有している場合には、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式にもとづいて、次のいずれかの方法で処理してください。

- ① 評価差額の合計額を純資産の部に計上する
- ② 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は、純資産の部に計上。時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する  
 なお、発行会社の財政状態の悪化によって、実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理しなければなりません。この場合には、その時価と実質価額を翌期首の取得原価としてください。

### ◎投資証券売却損（投資有価証券売却損）の仕訳

#### 1. 投資証券売却損（投資有価証券売却損）とは

##### (1) 投資証券売却損（投資有価証券売却損）の定義・意味など

投資証券売却損とは、投資目的で所有していた有価証券を帳簿価格より安い価額で売却した場合に生じる損失を管理するための勘定科目をいう。

##### (2) 投資証券売却損の別名

投資証券売却損は、投資有価証券売却損ともいう。また、その他有価証券売却損という科目を使用することもある。

##### (3) 他の勘定科目との関係

◇投資証券売却損と区別すべき類似科目

売買目的有価証券の売却損については有価証券売却損勘定（営業外費用）を用いる。

#### 2. 投資証券売却損の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書>特別損益の部>特別損失>投資証券売却損

#### 3. 投資証券売却損勘定の会計・経理処理

##### (1) 売却費用

投資有価証券の売却の際に要した費用は、売却損に計上する。

##### (2) 仕訳の具体例（帳簿記入・記帳法）

##### 1 投資有価証券を売却して損が生じたとき

**例題** 長期投資目的で所有していたY社の株式2万株（帳簿価額500万円）を1株200円で売却した。

証券会社手数料、有価証券取引税等35,000円を差し引かれ、手取金は当座預金とした。

当座預金	3,965,000	投資有価証券	5,000,000
投資有価証券売却損	1,035,000		

